



## 茨城県ヤード条例の制定とヤード対策

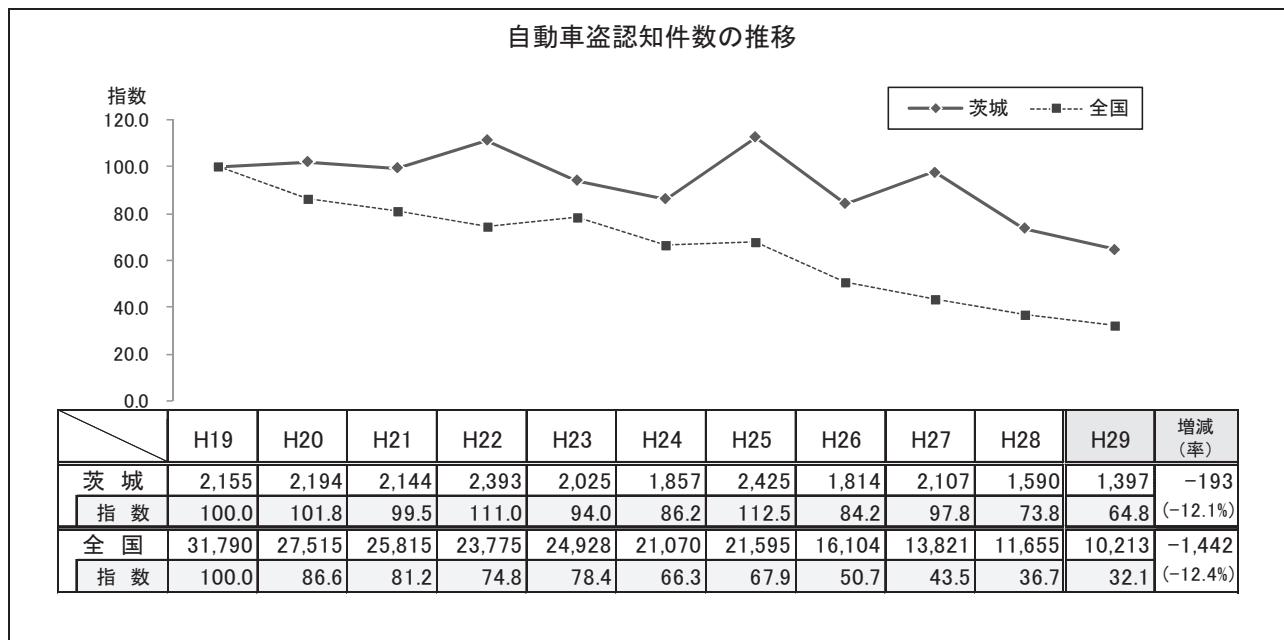


茨城県警察本部生活安全部参事官兼生活安全総務課長

岡崎 孝平

### 1 はじめに～自動車盗の現状

茨城県は、全国的にみて自動車盗の多発県であり、平成28年以降の認知件数は減少に転じているものの、平成29年の認知件数は全国ワーストとなっています。このような情勢を踏まえ、県警では自動車盗の検挙・抑止対策に取り組んでいます。



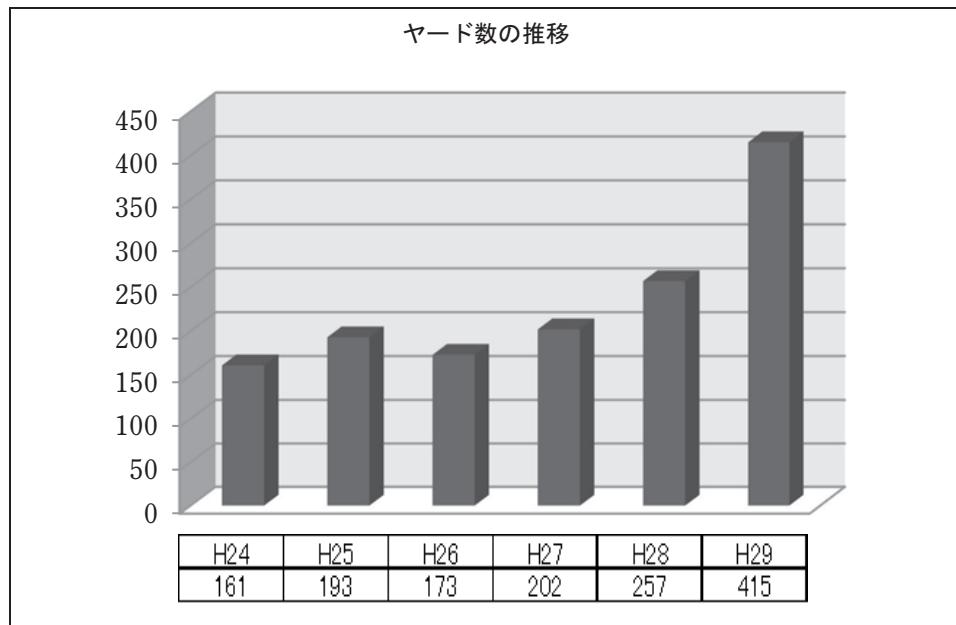
認知件数上位5府県

	H25		H26		H27		H28		H29	
1位	千葉	3,295	愛知	2,724	愛知	2,205	茨城	1,590	茨城	1,397
2位	愛知	2,712	大阪	2,184	茨城	2,107	大阪	1,577	大阪	1,393
3位	大阪	2,466	千葉	1,846	大阪	1,747	千葉	1,538	千葉	1,178
4位	茨城	2,425	茨城	1,814	千葉	1,277	愛知	1,349	愛知	1,127
5位	神奈川	1,757	神奈川	945	埼玉	919	埼玉	914	埼玉	758

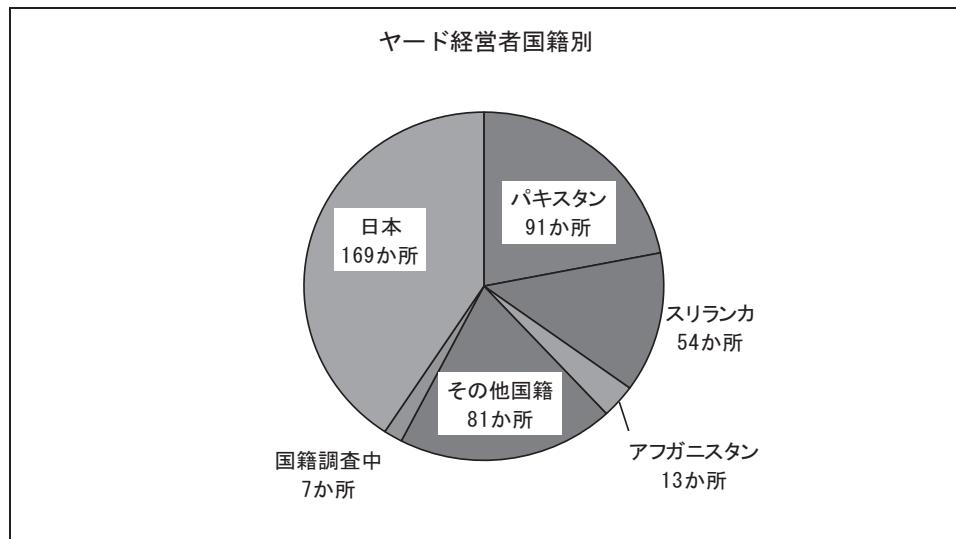
## 2 ヤードの現状

自動車盗と密接な関係にあると認められるのが通称ヤードと呼ばれている施設の存在です。ヤードは周囲が鉄壁等で囲われており内部の状況を視認できないようにしていることから、一部のヤードでは盗難自動車の保管・解体先として利用されているほか、不法滞在外国人の潜伏先にもなるなど各種犯罪の温床となっている実態が見受けられます。

県警では、自動車盗抑止対策の一環として、既存のヤードや新たに設置されるヤードの実態把握を強化しています。平成29年末で把握しているヤードは415か所に及び、5年前の平成24年に比べ2.5倍の把握数となっています。



ヤードの経営者を国籍別に見ると、外国籍経営者が約6割を占めており、その中でもパキスタン、スリランカといった南アジア圏の経営者が3割強を占めています。



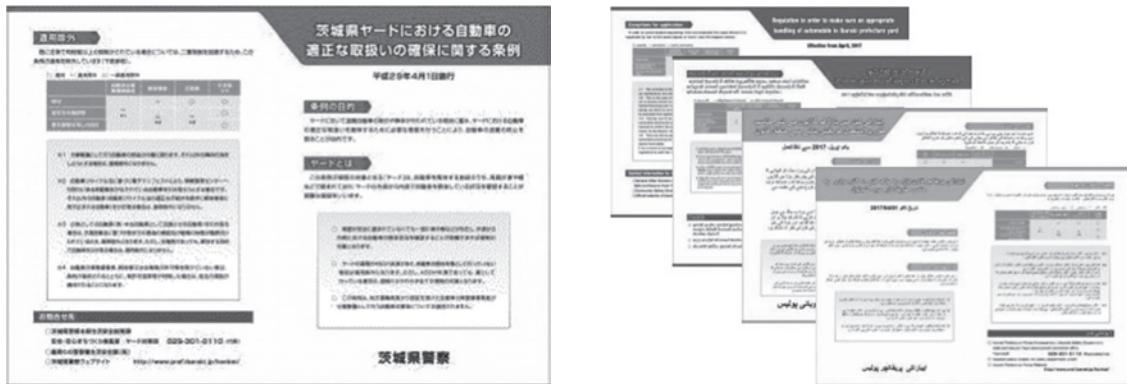
本県にヤードが多数存在していることについては、次のような理由が考えられます。

- ①土地の価格が安く、広い敷地が手に入ること
- ②道路網が発達しており、輸出するためのアクセスが良いこと
- ③オークション会場に近いこと
- ④成田空港、茨城空港があり、外国人の就労等に便利であること

### 3 ヤード条例の制定

自動車盗の多発及び一部のヤードで盗難自動車の保管、解体等が行われている実態、さらに、茨城県議会に設置された安全・安心を実感できる地域づくりに関する調査特別委員会から、平成26年11月に「県独自の条例を制定し、ヤードに対する規制を強化すべき」との提言を受け、ヤードを規制する条例を制定することになりました。

条例の制定に当たっては、警察が主体となって自動車盗の防止に関与できる条例の制定を目指して検討を重ねた結果、「茨城県ヤードにおける自動車の適正な取扱いの確保に関する条例」が、平成28年12月の茨城県議会において全会一致で可決、平成29年4月1日施行となりました。



県議会で条例可決後、県域テレビ、ラジオ等を活用した広報活動のほか、県廃棄物対策課との合同による条例説明会の開催、条例の概要を5カ国語に翻訳したパンフレットの作成・配布等により、県民及びヤード関係者に対して条例施行に向けた周知活動を行いました。

### 4 条例の概要

条例では警察職員によるヤードへの立入検査のほか、ヤード内で自動車を解体する者の各種義務を定めており、違反した場合には罰則もあります。主なものは以下のとおりです。

#### (1)届出(第3条)

ヤード内で自動車の解体を行おうとする者に対する県公安委員会への届出義務

#### (2)相手方の確認(第4条)

解体しようとする自動車を引き取る際に、運転免許証等により取引相手の身分を確認するとともに自動車検査証等の書類の提示を受けなければならない確認義務

#### (3)相手方確認書類の写しの保存(第5条)

相手方を確認するために提示を受けた運転免許証や自動車検査証等の写しの保存義務

#### (4)立入検査等(第7条)

警察職員によるヤードへの立入り、書類等の検査、関係者への質問



### 5 ヤード対策(平成29年中)

#### (1)立入り・指導

昨年はヤード条例の施行に伴い、警察本部内にヤードへの立入り、指導及び検査を専門に取扱うヤード対策係を新設するなど体制を強化し、県内のヤードに対し659回(前年比+267回)の立入りを実施しました。

この立入りにより古物営業法に基づく帳簿記載義務違反や標識掲示義務違反等で93件、ヤード条例に基づく届出義務違反や相手方確認義務違反等で36件の違反を認め、経営者等の責任者に対する行政指導を実施しています。また、県廃棄物対策課や労働基準監督署との合同立入りも多数実施するなど関係機関との連携も図った結果、自動車リサイクル法や労働安全衛生法に基づく行政指導も実施しています。



## (2) 検挙

行政指導に従わないヤード経営者については、軽微な違反であっても看過しない強い姿勢で臨み、古物営業法やヤード条例を始めとした各種法令違反を適用して検挙しています。

特に、ヤード条例違反の検挙については、テレビ・新聞等で報じられるなど大きな反響があったことから、県内のヤード経営者に警鐘を与えていたものと考えています。

## 6 おわりに

県警では、「安全・安心を実感できるいばらきの確立」のため、今後も自動車盗の検挙・抑止対策に取り組んでまいります。